

議案第 14 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関について見直し等を図ることに伴い、委員の報酬の規定整備その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市
条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員	委員長 月額 75,000 円	職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)に規定する職員の例による。
	委員 月額 65,000 円	
公平委員	委員長 月額 20,000 円	上記に同じ
	委員 月額 15,000 円	
監査委員	識見を有する者 月額 100,000 円	上記に同じ
	議会選任 月額 30,000 円	
固定資産評価審査委員 会委員	年額 48,000 円	上記に同じ
固定資産評価員	月額 30,000 円	上記に同じ
固定資産評価補助員	日額 7,000 円	上記に同じ
農業委員	会長 月額 30,000 円	上記に同じ
	委員 月額 25,000 円	
選挙管理委員	委員長 月額 30,000 円	上記に同じ
	委員 月額 25,000 円	

臨時に補充した選挙管理委員	日額 12,000 円	上記に同じ
選挙長	1 回につき 14,000 円	上記に同じ
選挙投票管理者	日額 17,000 円	上記に同じ
選挙投票立会人	日額 14,000 円(交替により投票時間を 2 等分した時間、職務に従事した場合にあっては 7,000 円)	上記に同じ
期日前選挙投票管理者	日額 17,000 円	上記に同じ
期日前選挙投票立会人	日額 14,000 円(交替により投票時間を 2 等分した時間、職務に従事した場合にあっては 7,000 円)	上記に同じ
選挙開票管理者	1 回につき 14,000 円	上記に同じ
選挙開票立会人	1 回につき 12,000 円	上記に同じ
専門委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市表彰審査委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市特別職報酬等審議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市公務災害補償等認定委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市公務災害補償等審査会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市建設事業再評価委員会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

羽曳野市防災会議委員 及び羽曳野市防災会議 専門委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市国民保護協議 会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市情報公開審査 会委員	日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市個人情報保護 審査会委員	日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市個人情報保護 審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	市民代表 日額 7,000 円	
羽曳野市指定管理者選 定等委員会委員	日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市民生委員推薦 会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市地域福祉推進 委員会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市社会福祉法人 設立認可等審査会委員	日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市障害者施策推 進審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市介護給付費等 の支給に関する審査会 委員	審査会への出席 日額 30,000 円	上記に同じ
	審査会以外の会議等への出席 日額 17,000 円	
羽曳野市介護認定審査 会委員	審査会への出席 日額 30,000 円	上記に同じ

	審査会以外の会議等への出席 日額 17,000 円	
羽曳野市介護保険等推進協議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市国民健康保険運営協議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市立休日急病診療所運営委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市健康づくり推進協議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市住居表示審議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市人権審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	市民代表 日額 7,000 円	上記に同じ

羽曳野市男女共同参画 推進協議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市都市計画審議 会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市バリアフリー 基本構想協議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市建築審査会委 員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	有識者 日額 7,000 円	
羽曳野市教育委員会評 価委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市教育改革審議 会委員及び羽曳野市教 育改革審議会調査研究 委員	識見を有する者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の者 日額 7,000 円	
羽曳野市立学校給食セ ンター運営委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市立幼小中学校 園校区審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市教科用図書選 定委員会委員及び羽曳 野市教科用図書選定委 員会調査員	委員 日額 7,000 円	上記に同じ
	調査員 1回につき 5,000 円	
羽曳野市文化財保護審 議会委員	日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市立児童館運営 委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市立公民館運営 審議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ

羽曳野市立図書館協議 会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市子ども読書活 動推進委員会委員	日額 7,000 円	上記に同じ
社会福祉法人指導監査 員	日額 20,000 円	上記に同じ
幼稚園長	月額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市社会教育委員	日額 10,000 円	上記に同じ
羽曳野市青少年指導員	年額 60,000 円	上記に同じ
羽曳野市スポーツ推進 委員	年額 60,000 円	上記に同じ
羽曳野市交通事故相談 員	月額 10,000 円	上記に同じ
非常勤の嘱託員	別に市長が定める額	上記に同じ

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。